

区民委員会議案説明資料

令和5年9月26日

件名	頁
1 第117号議案 訴えの提起について	2

(区民部)

第 1 1 7 号議案説明資料

令和 5 年 9 月 2 6 日

件 名	訴えの提起について (不適切な診療報酬請求に対する返還訴訟)												
所管部課名	区民部 国民健康保険課 福祉部 足立福祉事務所 生活保護指導課												
内 容	<p>埼玉県内の医療機関が、看護師の配置基準を満たしていないにもかかわらず、保険者等（足立区）に対し過大に診療報酬を請求していた事実が判明した。</p> <p>区は過大に支払った診療報酬の返還を求めてきたが、支払いに応じないため、医療機関に対して以下のとおり訴えを提起する。</p> <p>なお、医療機関に診療報酬を過大に支払った区としては、足立区以外には国民健康保険は 1 1 区、生活保護は 8 区である。</p> <p>1 訴訟の内容</p> <p>(1) 国民健康保険保険給付費の一部 (※) 返還</p> <p>(2) 生活保護医療扶助に係る診療報酬費の一部 (※) 返還</p> <p>(3) 遅延損害金の支払い</p> <p>(4) 訴訟費用の支払い</p> <p>※ 診療報酬のうち入院基本料部分</p> <p>2 相手方</p> <p>埼玉県内医療機関院長</p> <p>3 訴訟物の価額（返還を求める診療報酬額）</p> <p>1 5, 2 8 1, 4 2 4 円</p> <p>(内訳)</p> <table border="1" data-bbox="392 1458 1375 1666"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> <th>人数</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険保険給付費返還金※1</td> <td>8, 5 1 8, 4 3 4 円</td> <td>3 人</td> <td>1 0 7 件 ※2</td> </tr> <tr> <td>生活保護医療扶助費返還金</td> <td>6, 7 6 2, 9 9 0 円</td> <td>2 人</td> <td>4 8 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 診療報酬 6, 4 3 3, 8 5 4 円、高額療養費 2, 0 8 4, 5 8 0 円</p> <p>※2 診療報酬 5 4 件、高額療養費 5 3 件</p> <p>4 経緯</p> <p>(1) 令和 2 年 2 月、当該医療機関は、関東信越厚生局より看護師の配置基準を満たしていない旨の指摘を受け、適時調査により保険者等に対し過大に診療報酬を請求していた事実が判明した。医療機関の入院患者には、健康保険の被保険者だけでなく、生活保護受給者も含まれていた。</p>	種別	金額	人数	件数	国民健康保険保険給付費返還金※1	8, 5 1 8, 4 3 4 円	3 人	1 0 7 件 ※2	生活保護医療扶助費返還金	6, 7 6 2, 9 9 0 円	2 人	4 8 件
種別	金額	人数	件数										
国民健康保険保険給付費返還金※1	8, 5 1 8, 4 3 4 円	3 人	1 0 7 件 ※2										
生活保護医療扶助費返還金	6, 7 6 2, 9 9 0 円	2 人	4 8 件										

- (2) 令和4年1月、医療機関は、関東信越厚生局及び埼玉県に診療報酬の返還同意書を提出した。
- (3) 令和4年12月、医療機関の代理人弁護士による関係区市町村等を対象とした説明会が開催され返還金の一律8割減額の提案があったが、減額を行う合理的理由がないことから減額提案は受け入れていない。
- (4) 医療機関の返還同意に基づき、足立区では相手方に対して国民健康保険給付費の返還を、令和5年4月26日に請求し令和5年5月12日に督促請求を実施した。
- (5) 生活保護医療扶助費の返還については、令和4年10月20日に請求し、令和5年5月19日に督促請求を実施した。
- (6) 上記の返還請求に対していずれも支払の確認が取れないため訴えを提起する。

5 今後の方針

本議案が可決された際には、特別区人事厚生事務組合法務部に、訴訟提起の事務手続を依頼する。

訴訟については訴訟提起の議決時期が同時期の複数区での共同出訴となる見込みである。

6 その他

- (1) 医療機関の債務総額は、684,252,613円（足立区を含む49保険者）
- (2) 埼玉県吉川市は、令和5年3月24日訴えの提起について議決。越谷地方裁判所に訴訟を提起。
- (3) 東京都後期高齢者医療広域連合は、令和5年7月27日訴えの提起について議決。

7 提出根拠

地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、訴えの提起について、区議会の議決を得る必要があるため。